

「聞こえ」に不自由はありませんか？

最近の研究では、難聴は認知症の危険因子の1つとも言われ、早めに対応することで、認知症予防にもつながります。

聞こえに不自由さを感じていたら、補聴器相談医に相談してみましょう。
詳しくは宇都宮市ホームページ(裏面③を参照)をご覧ください。

あてはまる項目に、チェック☑してみましょう！

- ☐ 会話しているときに聞き返すことが多い
- ☐ 後ろから呼びかけられると気づかないことがある
- ☐ 聞き間違いが多い
- ☐ 話し声が大きいと言われる
- ☐ 見えないところからの車の接近に気づかない
- ☐ 電子レンジなどの電子音が聞こえない
- ☐ 耳鳴りがある



1～2個…実生活でお困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょう。

3～4個…耳鼻咽喉科で相談してみましょう。

5個以上…早めに耳鼻咽喉科を受診することをおすすめします。

※参考：一般社団法人日本補聴器販売店協会HPより

宇都宮市では 高齢者福祉補聴器交付事業 を行っています！

詳しくは裏面を御覧ください。

○ ご注意

- ・ 既に補聴器をお持ちの方は、対象となりません。
- ・ 補聴器は、片耳のみの交付となります。
- ・ 所得により、本人の費用負担(上限33,900円)があります。



【お問い合わせ】

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課 福祉サービスグループ
市役所本庁舎2階 D8番窓口 電話：028-632-2367

宇都宮市高齢者福祉補聴器交付事業のご案内

申請の流れ(上から順に☑をつけて、確認しながら、手続きを進めてください)

チェック



① 対象要件の確認

対象者は全てに該当する方

☐ 市内に住所を有する 65 歳以上の高齢者

☐ 両耳ともに平均聴力レベルが 50 デシベル以上で、
専門医により補聴器の使用が必要と診断された者

(身体障害者福祉法に規定する障がいの程度に該当する者を除く。)



② 医療機関の受診・意見書の依頼

聴力を測定いただき、聴力レベルが上記①の対象要件に該当し、
専門医から補聴器の使用が必要と認められることを確認

⇒専門医に意見書の記入を依頼

※ 受診料・検査料・文書料等は自己負担です。



③ 申請書類の入手

市役所 2 階高齢福祉課または、河内・姿川・富屋・平石地区市民センター
にて、申請書、同意書（市指定の様式）を受け取る。

※市ホームページでダウンロードも可能です。

宇都宮市 高齢者福祉補聴器

検索



④ 市へ申請

申請書、同意書、医師の意見書を **高齢福祉課** に御提出ください。

自己負担額（上限 33,900 円）がいくらになるかお伝えします。

自己負担額 _____ 円



⑤ 交付の決定

市にて審査後、決定通知書を申請者に送付します。

※申請から交付の決定には、約 3 週間程度かかります。



⑥ 補聴器の受領

市から交付決定通知が届いたら、指定販売店へ連絡して、補聴器を
受け取りに出向いてください。



⑦ 補聴器の調整

補聴器を適切に使用していただくため、指定販売店で補聴器の調整を
行ってください（目安：受領後 3 か月以内）。

交付